

3 身体障害者障害程度等級表

障害種別		等級	障 害 程 度
視覚障害		1 級	(A15) 視力の良い方の眼の視力（視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの
		2 級	(A25) 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの (A26) 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの (A27) 周辺視野角度（1/4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（1/2 視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの (A28) 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
		3 級	(A35) 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。） (A36) 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの (A37) 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの (A38) 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
		4 級	(A45) 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） (A46) 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの (A47) 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの
		5 級	(A55) 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの (A56) 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの (A57) 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの (A58) 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの (A59) 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
		6 級	(A65) 視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	2 級	(B21) 両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）
		3 級	(B31) 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
		4 級	(B41) 両耳の聴力レベルがそれぞれ 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話言語を理解し得ないもの） (B42) 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50% 以下のもの
		6 級	(B61) 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40cm 以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） (B62) 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの
	平衡機能障害	3 級	(C31) 平衡機能の極めて著しい障害
		5 級	(C51) 平衡機能の著しい障害
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害		3 級	(D31) 音声機能言語機能又はそしゃく機能の喪失
		4 級	(D41) 音声機能言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
肢体不自由	上肢	1 級	(E11) 両上肢の機能を全廃したもの (E12) 両上肢を手関節以上で欠くもの
		2 級	(E21) 両上肢の機能の著しい障害 (E22) 両上肢のすべての指を欠くもの (E23) 一上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの (E24) 一上肢の機能を全廃したもの
		3 級	(E31) 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの (E32) 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの (E33) 一上肢の機能の著しい障害 (E34) 一上肢のすべての指を欠くもの (E35) 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
		4 級	(E41) 両上肢のおや指を欠くもの (E42) 両上肢のおや指の機能を全廃したもの (E43) 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの (E44) 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの (E45) 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの (E46) おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの (E47) おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を全廃したもの (E48) おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
		5 級	(E51) 両上肢のおや指の機能の著しい障害 (E52) 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 (E53) 一上肢のおや指を欠くもの (E54) 一上肢のおや指の機能を全廃したもの (E55) 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 (E56) おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害

障害種別		等級	障 害 程 度
肢体不自由	上肢	6級	(E61) 一上肢のおや指の機能の著しい障害 (E62) ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの (E63) ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
		7級	(E71) 一上肢の機能の軽度の障害 (E72) 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 (E73) 一上肢の手指の機能の軽度の障害 (E74) ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 (E75) 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの (E76) 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
	下肢	1級	(F11) 両下肢の機能を全廃したもの (F12) 両下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
		2級	(F21) 両下肢の機能の著しい障害 (F22) 両下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
		3級	(F31) 両下肢をショパール関節以上で欠くもの (F32) 一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの (F33) 一下肢の機能を全廃したもの
		4級	(F41) 両下肢のすべての指を欠くもの (F42) 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの (F43) 一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの (F44) 一下肢の機能の著しい障害 (F45) 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの (F46) 一下肢が健側に比して 10 cm 以上又は健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの
		5級	(F51) 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 (F52) 一下肢の足関節の機能を全廃したもの (F53) 一下肢が健側に比して 5 cm 以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの
		6級	(F61) 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの (F62) 一下肢の足関節の機能の著しい障害
		7級	(F71) 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 (F72) 一下肢の機能の軽度の障害 (F73) 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 (F74) 一下肢のすべての指を欠くもの (F75) 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの (F76) 一下肢が健側に比して 3 cm 以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの
	体幹	1級	(G11) 体幹の機能障害により坐っていることができないもの
		2級	(G21) 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの (G22) 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
		3級	(G31) 体幹の機能障害により歩行が困難なもの
		5級	(G51) 体幹の機能の著しい障害
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級 (H11) 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの
			2級 (H21) 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
			3級 (H31) 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
			4級 (H41) 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			5級 (H51) 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの
			6級 (H61) 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
			7級 (H71) 上肢に不随意運動・失調等を有するもの
		移動機能	1級 (I11) 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
			2級 (I21) 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
			3級 (I31) 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
			4級 (I41) 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			5級 (I51) 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
			6級 (I61) 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
			7級 (I71) 下肢に不随意運動・失調等を有するもの

障害種別	等級	障 害 程 度
呼吸器・心臓・じん臓・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の機能障害	心臓機能障害	1 級 (J11) 心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級 (J31) 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級 (J41) 心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	1 級 (K11) じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級 (K31) じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級 (K41) じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	1 級 (L11) 呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級 (L31) 呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級 (L41) 呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級 (M11) ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級 (M31) ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級 (M41) ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害	1 級 (N11) 小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級 (N31) 小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級 (N41) 小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級 (O11) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
		2 級 (O21) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
		3 級 (O31) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
		4 級 (O41) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害	1 級 (P11) 肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
		2 級 (P21) 肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級 (P31) 肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
		4 級 (P41) 肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

- 【備考】 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1等級上とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が2 以上重複する場合は、6 級とする。
- 3 異なる等級について2 以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上の等級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指 については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩（えきか）より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

重複する場合の等級

2つ以上の障害や重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて次により認定する。

合計指数	認定等級
18 以上	1 級
11～ 17	2 級
7 ～ 10	3 級
4 ～ 6	4 級
2 ～ 3	5 級
1	6 級

※合計指数の算定には限度特例があります。

合計指数の算定方法

合計指数は、次の等級別指数表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとする。

障害等級	指 数
1 級	18
2 級	11
3 級	7
4 級	4
5 級	2
6 級	1
7 級	0.5